

男女共同参画会議 第16回重点方針専門調査会	資料 6
平成30年 9 月26日	

(通し番号18)

「女性活躍加速のための重点方針 2018」

I 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

2. 困難を抱える女性への支援

a) 養育費の履行の確保に向けた検討

(法務省説明資料)

民事執行法及びハーグ条約実施法の一部を改正する法律案の概要

法務省民事局

検討の経過

平成28年9月	法務大臣から法制審へ諮問
平成28年11月	法制審部会による調査審議開始（約1か月に1回の頻度で会議開催）
平成29年9月	中間試案の取りまとめ・意見募集手続（→合計200件の意見が寄せられた）
平成30年6月	追加試案の取りまとめ・意見募集手続
平成30年8月	法制審部会において要綱案の取りまとめ
【今後の予定】	
平成30年10月	法制審総会において要綱の取りまとめ・答申（予定）

改正案の要点

債務者財産の開示制度の実効性を向上

【背景】

- ・ 強制執行の申立てには、執行の対象となる債務者の財産を特定することが必要
 - ・ 平成15年に創設された「財産開示手続」は、実効性が不十分で、利用実績が低調
- ※第4次男女共同参画基本計画（平成27年閣議決定）も改正の必要性を指摘

【改正案の概要】

- ★ 第三者から債務者財産に関する情報を取得する手続の新設
 - ・ 銀行等から預貯金債権や上場株式等に関する情報を取得
 - ・ 公的機関から土地建物や給与債権（勤務先）に関する情報を取得
- ★ 現行の財産開示手続をより利用しやすく実効的なものとする見直し
 - ・ 開示の申立てに必要とされる債務名義の種類を拡大
 - ・ 債務者の不出頭や虚偽陳述に対する罰則を強化

不動産競売における暴力団員の買受けを防止

【背景】

- ・ 近年、暴力団排除の取組が官民を挙げて行われているにもかかわらず、民事執行法による不動産競売においては、暴力団員による買受けを制限する規律がない
- ※「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年閣議決定）も不動産競売からの暴力団排除の必要性を指摘

【改正案の概要】

- ★ 裁判所の判断により、暴力団員、元暴力団員、その役員のうちに暴力団員等がいる法人等が買受人となることを制限

国内の子の引渡し of 強制執行に関する規律を明確化 国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し

【背景】

- ・ 国内の子の引渡しについては、民事執行法に明文規定がなく、動産に関する規定を類推適用
- ・ 国際的な子の返還については、国内の子の引渡しと同様の規定を整備することが必要

【民事執行法改正案の概要】

- ★ 執行裁判所が執行機関となり、執行官に子の引渡しの実施を命ずる旨を決定
 - ・ 執行官に子の引渡しの実施を命ずる要件として、間接強制では債務者が子の引渡しをする見込みがあるとはいえないことなどを要求
- ★ 執行官が執行場所に赴き、債務者による子の監護を解いて債権者に引渡し
 - ・ 子と債務者が共にいることは不要とし、子の心身に配慮するため、原則として債権者の出頭を要求

【ハーグ条約実施法改正案の概要】

- ★ 国内の子の強制執行に関する民事執行法の規律に合わせて改正

その他の改正事項

- ★ 債権執行事件の終了をめぐる規律の整備
- ★ 差押禁止債権をめぐる規律の整備